

3 金 沢 志津夫 議員

- 1 町の食料自給率維持・向上を
- 2 Jアラート（全国瞬時警報システム）への町の対応は
- 3 自治体職員は積極的に消防団活動を



1 町の食料自給率維持・向上を

日本の食料自給率は40パーセントと言われて久しい時代を経て、現在の国内食料自給率は38パーセントにまで落ち込み、ロシアのウクライナ軍事侵攻により派生した世界の食料事情は大きく変化し、石油や穀物・食料を他国に依存する我が国にとっては、極めて深刻な問題となっております。

長引くコロナ感染症の影響や円安・物価高で国民生活はかつてなく窮乏しており、食料自給率を向上させ国内で安定した食料の確保がこれまで以上に必要とされています。

岩内町はこれまで国の助成制度を活用し、様々な職種や低所得者への生活支援策を展開して町民からも歓迎の声が寄せられております。

しかし、今の町の支援策だけでは経営を維持することが困難な業種があり、このまま放置されれば廃業となり、事態は深刻で更なる支援策が求められています。

外国からの輸入に依存せず国内の食料自給率を上げるには国の食料政策の転換が大前提ではありますが、地方から今存亡の危機にある産業を守り維持していく事も自治体の責務と考え、以下質問いたします。

- 1、農業や畜産・酪農の経営者は生産に必要な肥料や給餌飼料の高騰で先の見通せないほど困惑した状況にあります。

酪農三重苦と言われる生産者の経営は特に深刻で、金融公庫のセーフティネット救済策だけでは借入れが負担となり窮状は何ら変わりません。

古く伝統ある酪農家が離農し売却を希望していますが、今の畜産事情では買い手も付かず放置されたままの状態にあるのが今の酪農の実態です。

町独自の農業政策を発出し、農業全般に対して経営に見合う価格保証制度の確立と当面必要な救済措置を早急に講ずるべきと考えるが、町の対応を伺います。

- 2、漁業も国際情勢のあおりを受け、燃油の高騰が漁業者を直撃しています。

町内のイカ釣り着業者は数年来漁獲量が激減し、加えて燃油の高騰で経営が成り立たず転職を真剣に考えている現状であり救済措置が必要ですが、町の対応を伺います。

かつて隆盛を誇った伝統のスケソ漁も現在は一船が着業していますが、岩

内湾に魚群がないため島牧沖まで行かねばならず、燃油の高騰が影響し存続が危惧されています。町のマスコットキャラクター、たら丸・べに子のスケソ漁の伝統の灯を消さないためにも、町の支援が求められますが、直接補助も含め助成する考えについて伺います。

ホタテ養殖も一業者が着業していますが、来年度以降の種貝の確保ができないと伺っているが、実態を把握していますか。町の対応を伺います。

漁獲量の減少でこれまで価格の安かった規格外品や雑魚・未利用魚などが見直されていますが、町内に加工する業者がないため海中放棄されています。漁業者の六次産業化の促進と加工業者の発掘について、町の考えを伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、町独自の農業政策を発出し、農業全般に対して経営に見合う価格保証制度の確立と当面必要な救済措置を早急に講ずるべきと考えるが、町の対応は、についてであります。

現在、町内の農業者及び畜産・酪農経営者への支援策としましては、国の制度としては、水田の転作などに対し交付される水田活用直接支払い交付金や、加工原料乳の取引価格が下落した場合に補填金が交付される酪農経営安定対策事業などの支援が行われております。

また、この度の物価高騰による配合飼料や肥料の価格高騰に伴う対策として、購入費などの一部を補填する肥料価格高騰対策事業や飼料価格高騰緊急対策事業などが実施されることになっております。

更には、北海道においても、コロナ禍における価格高騰緊急経済対策として、化学肥料購入支援金給付事業が実施されている中、本町においても、燃料や資材の価格高騰への支援策として、農業者を含めた燃料や資材価格高騰の影響を受けた事業者に対し、町内事業者物価高騰対策支援金を給付することとしたところであります。

いずれにいたしましても、町といたしましては、今後も国等の農業政策などを注視し、JAきょうわなどの関係機関と情報共有を図りながら、農業者の経営安定に向け、町としての役割を担ってまいります。

2 項めの、町内のイカ釣り着業者への救済措置が必要ですが、町の対応はについてと、3 項めの、スケソ着業者への町の支援が求められますが、直接補助も含めて助成する考えについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

イカ釣り漁については、近年、本町のみならず全国的にスルメイカの資源量が激減し、不漁が続いている中で、この度の燃油価格の高騰は漁家経営に大きな影響を与え、大変厳しい状況にあることは認識しております。

こうした状況下にあることから、岩内郡漁業協同組合からは、イカ釣り漁業者への支援については、国の漁業経営セーフティネット構築事業により一部補填がなされていると伺っております。

また、スケソ漁については、近年の漁獲量は資源管理のために割り当てとなるスケソ漁獲可能量、TACを下回る状況となっておりますが、この一番の要因は、スケソ漁期である11月中旬から1月末までの間、出漁ができれば一定程度の漁獲はあるものの、時化により出漁できない日が多いことから、漁獲量がTACを下回っている要因であると伺っております。

こうしたことから、町では、本年11月に漁業者を含めた、燃料や資材価格高騰の影響を受けた事業者への支援及び、漁業者で燃料を大量に使用するイカ釣り漁業者などを対象とした、町内事業者物価高騰対策支援金を給付することとしたところであります。

なお、スケソ漁業者への直接補助につきましては、町内の漁業においては様々な種類があることから、現時点では個別の助成は考えておりませんが、今後とも岩内郡漁業協同組合と協議しながら、状況を注視してまいります。

4 項めは、町内のホタテ養殖着業者が、来年度以降の稚貝の確保ができないと伺っているが、実態を把握していますか。町の対応は、についてであります。

町内のホタテ養殖漁業者は、現在1事業者であり、稚貝の確保については、

近隣町村より事業者個人が直接購入している状況であると把握しております。

昨年度は、購入先において稚貝の成育状況が思わしくなかったため、例年購入している数量を確保することが困難な状況でありましたが、今年度については解消され、来年度分についても順調に成育している状況であると伺っております。

町といたしましては、今後も関係者及び岩内郡漁業協同組合から情報を得るなど、引き続き実態把握に努め、状況に応じて対応してまいります。

5項めは、漁獲量の減少でこれまで価格の安かった規格外品や雑魚・未利用魚などが見直されていますが、漁業者の六次産業化の促進と加工業者の発掘について町の考えは、についてであります。

漁業者の六次産業化については、町内の一部漁業者において、市場に水揚げされた水産物漁業資源を買い取り、調理や加工を行った後に直売や民宿へ卸すなど、小規模ではありますが、取組が行われていると認識しており、今後、漁業者における六次産業化の事業を促進するにあたっては、施設・設備を拡充するための資金調達や労働力の確保及び販路の開拓がこれまで以上に求められてくるものと考えております。

こうしたことから、町といたしましては、これまで行っている個別支援を継続しながら、岩内郡漁業協同組合や漁業者の思いやニーズを的確に把握し、関係者とマッチングすることで生産・加工・販売のサイクルを確立するよう取り組み、六次化の促進を支援してまいります。

また、漁獲量及び資源量の減少などから、雑魚や未利用魚などの活用は一層重要になっていくものと予想されることから、加工業者の発掘につきましては、岩内郡漁業協同組合や岩内海産商協同組合などの関係機関との情報共有や、各団体の意見を踏まえた上で対応してまいります。

＜ 再 質 問 ＞

町の食料自給率維持・向上をの1項めで、酪農の支援策で、国や道、またホクレンや全農の対応がね、ずっと不十分なままで来てるから、今のこの北海道の酪農が大変な事態になっているんです。だから国の支援策だって言って、町はそれを支援策だっていうふうに言ってるけども、それでは到底今の酪農家は、このままで行ったらね、特に、特につて言うか、北海道の酪農無くなるんですよ。それぐらい今大変なの。だから岩内町の酪農家に対する独自の支援策を私は聞いているんですけども、その答弁がないし、まして町の食料自給率が今維持できないんですよって言ってるの。なのにそれは町の問題だから、町の農業政策の問題でもあるので、再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

酪農の状況については、日頃から各酪農家と意見交換をしており、この度、町独自の支援策として町内事業者物価高騰対策支援金の給付を実施したところでもあります。

今後におきましても、状況を注視した上で、酪農家の意見を踏まえ、JAきょうわなどの関係機関と情報共有を図りながら、町としての支援策についても、必要に応じて検討してまいります。

2 Jアラート（全国瞬時警報システム）への町の対応は

10月4日午前7時20分過ぎ、通勤・通学の時間帯に突然Jアラートが発令され、頑丈な建物や地下への避難が呼び掛けられましたが、多くの町民からはどのような避難行動をとればよいのか判断ができず、動揺と戸惑いを感じた恐怖の瞬間でありました。

北朝鮮から発射された長距離弾道ミサイルが、北海道と青森の上空を通過し、太平洋の排他的経済水域外に着弾し、幸い事故の報告はなかったものの、平成24年、28年、29年にも同様の事案が発生しており、ミサイル防御に対する避難訓練や地下施設の整備が行われないまま10年間経過してきたことに、国や道、市町村の対応の遅れが指摘されています。

国際情勢は大きく変化しており、ロシアのウクライナ侵攻を始め、中国の一方的な海洋進出や台湾情勢、北朝鮮の度重なるミサイル発射の脅威など日本を取り巻く安全保障が大きく揺らいでおり、もはや対岸の火事として傍観できない現状にあります。

岩内町は近くに泊原子力発電所をかかえる特殊性をもっており、発電所攻撃の対策とJアラートの具体的な対応も喫緊の課題として早急に整備するべきと考えます。

- 1、この度のJアラートが発令された時は、すでにミサイルは日本上空を通過しており、仮に発電所が標的とされた場合どうなるのか、想像を絶する事態になると考えます。

防衛省は、発射されたミサイルはレーダーで追尾しており迎撃は可能と説明しましたが、北朝鮮のミサイルはレーダーで捕らえにくい変則軌道で飛んでおり、国の説明では国民は納得しておりません。

町は国や防衛省に、Jアラート発令の遅れや現在のミサイル防衛システムでは町民の安全を守ることができないなど、町民の不安解消に向けた要望をしましたか。

- 2、国は防衛上の理由で安全保障体制は秘密とされていますが、自治体は町民の安全・安心を担保する責務があります。

道内3,600か所を避難場所として指定していますが、岩内町は何か所、どの建物を指定していますか。町民にはどのように周知されていますか。

- 3、他町村ではすでにJアラートに対応した避難訓練を実施している所もありますが、町として独自の避難訓練を実施する予定はありますか。泊発電所が標的とされた場合の訓練の実施予定は。緊急避難的な地下施設は必要であり、早急な整備が求められますが、計画と規模、場所の選定など具体的な取組について伺います。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、町民の不安解消に向けた要望についてであります。

北朝鮮からの弾道ミサイルの発射など、いわゆる武力攻撃事態等への対応につきましては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称、国民保護法や、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律により、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃への対処等の措置が規定されております。

今年に入り、北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されており、特に10月4日朝、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本上空を通過し、排他的経済水域外の太平洋に落下、全国瞬時警報システム、Jアラートが使用され、国民に対し緊急情報が伝達されたことは、記憶に残るものであります。

こうした日本領土を脅かす弾道ミサイルの発射は、我が国の安全保障に対する重大な脅威で、全国民に、大きな不安と恐怖を与えていることから、町が加盟する全国町村会において、適切な情報伝達、具体的で分かりやすい避難行動の周知など、あらゆる実効性のある対策を講じるよう、国に対し要望しているところであります。

2 項めは、町の避難場所の指定及び町民への周知についてであります。

国民保護法に定める避難施設の指定につきましては、都道府県知事が行うこととされており、岩内町内では、町地域防災計画で定めている、各保育所、各小中学校、岩内高等学校、岩内町地域交流センター、町民体育館、岩内地域人材開発センター、岩内地方文化センター、岩内町働く婦人の家、岩内町老人福祉センター、岩内町デイサービスセンター、岩内町保健センターの、16避難所のほか、道の駅いわないの、合わせて17施設が避難施設として、北海道により指定されております。

その周知については、国、北海道のホームページに掲載されておりますが、現段階において、町のホームページでは、弾道ミサイル落下時の行動等についての周知のみで、避難施設の情報は掲載していないことから、早急に掲載するとともに、広報紙や、令和5年3月末までに全戸に配布する防災ハンドブック保存版などに、弾道ミサイル落下時の行動や、避難所を掲載した印刷物を折り込むなど、様々な媒体を活用し、広く町民に周知してまいります。

3 項めは、町の独自訓練の実施予定、泊発電所が標的とされた場合の訓練の実施予定、緊急避難的な地下施設の計画と規模、場所の選定などの具体的な取組についてであります。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練は、国においては、4年ぶりに訓練を再開しており、道内においても、江差町や京極町で住民参加型の避難訓練を実施したと承知しております。

町としましても、まずは緊急時の行動などを掲載した印刷物の配布や、町内会等を対象とした防災出前講座を通じ、広く町民に周知し、その上で、避難訓練の実施について検討してまいります。

次に、泊発電所が標的とされた場合の訓練につきましては、これまで実施されていないところではありますが、本年11月、福井県の大飯原子力発電所の立地自治体と、航空自衛隊による迎撃ミサイル訓練を実施しており、町としま

しても、例年実施しております北海道原子力防災訓練において、想定事象とするかなど、北海道や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

次に、緊急避難的な地下施設につきましては、北海道内においては、札幌市の地下街3か所や、大規模地下歩行空間などの指定のみとなっており、町における本施設の整備については、避難施設の性質上、国において、一定の条件下、計画や規模、場所の設置基準などが示されるべきものと考えていることから、現段階において、具体的な検討は行っていないところであります。

いずれにいたしましても、今般の北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、武力攻撃等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小とするため、岩内町国民保護計画に基づき、国や北海道、関係機関との連携を密にし、町の責務である住民への情報発信等を行ってまいります。

3 自治体職員は積極的に消防団活動を

消防団は自治体住民の生命、財産を火災や災害から守るという崇高な任務を持つ非常勤特別職の地方公務員からなる防災組織ですが、近年は団員不足が全国的に問題となり、温暖化による地球規模の自然災害や巨大台風、ゲリラ豪雨、大規模火災への対応など地域を守る防災体制に大きな障害となっている現状にあります。

岩内消防団も慢性的な定員割れが続いていると伺っておりますが、こうした現状を打開するため、国は東日本大震災以降、平成25年12月に消防団充実強化法が制定され、自治体職員が消防団活動できる必要性と、翌26年6月には兼職する者の職務専念義務の免除について、全国の自治体にそれぞれ通達をしており、近隣自治体ではすでに町村職員が消防団に入団して活動しております。

岩内町では今、新型コロナウイルス感染症への対応で消防署職員は多忙を極めている現状にあり、予測不能な災害に備えるには消防職員を補完する消防団の充実が急務な課題であります。

岩内町はこれまで消防車両の更新、分団車庫の新規建設、団員の装備充実など消防団の支援を行ってきており、団員の士気も高まっています。

消防組合管理者である岩内町長が率先して町職員を消防団に入団を促し、防災に強い町づくりを更に進めて頂きたいと考えますが、町の消防団に対する認識と団員の定員確保のための町職員の入団について、どのように考えているかお伺いをいたします。

【答 弁】

町 長：

町の消防団に対する認識につきましては、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき本町に設置する消防機関であり、平常時・非常時を問わず地域に密着し、住民の安心と安全を守る重要な役割を担っているところであります。

また、その構成員である団員は、火災や災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、消火・救助活動などを行う非常勤特別職の地方公務員として位置づけられております。

こうした消防団の幅広い活動は、これからの地域防災力の向上において重要な位置づけにありますが、消防団の現状としては、人口減少、就業構造、住民意識の変化に伴い、加入する若年層の減少や、地域社会への帰属意識の希薄化などにより、団員の年齢構成の高齢化が進んでいるところであります。

また、かつては自営業者などが中心を占めていた職業構成も被用者の割合が増加しており、組織活動への参加時間の確保が難しい状況にもあります。

こうした団員数の減少と団員構成の変化は、消防団の運営に影響を及ぼしており、適正な規模の活力ある消防団の確保をいかに図っていくかが、これからの本町における重要な課題であると認識しております。

次に、町職員入団の考えについてであります。現在、岩内消防団の団員数は63名であり、岩内・寿都地方消防組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に規定する定員の75名を充足できない状況にあります。

こうした中、平成25年に制定された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団等充実強化法において、公務員の消防団員との兼職及び、職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、地方公務員が消防団により加入しやすい環境が整備されました。

こうした国の法制化に合わせ、独自に規定を設けた一部自治体もありますが、本町においては、既存の条例等において運用が可能であることから、条例等に明記はしていないところであります。

また、岩内・寿都地方消防組合の7消防団における、町村職員の入団状況を見ると、島牧村・泊村・神恵内村の3消防団において職員が加入しておりますが、本町を含めた4町においては、消防団の重要性は認識しているものの、消防団の担い手は、地域に密着する町民の防災意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進するなどの観点から、地域住民が主体となる組織であることが望ましいことや、災害時には町と消防団それぞれの役割分担の下、対応があることなどから、積極的な加入促進には至っていないところであります。

しかしながら、地域防災力の中核を担う消防団は、将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることが、法律に明記され、災害が多発化・激甚化し、ますますその重要性が高まる中で、特に本町においては、昭和29年の岩内大火の教訓を後世に継承するためにも、消防団の存在意義や役割を、一層、地域全体に理解してもらい、については消防団への加入につながるよう、消防署における消防団に係る広報活動の充実と協力してまいります。